

## 唐津市職員措置請求書

### 1 請求の要旨

・令和2年5月28日にした、唐津市ふれあい自然塾ひぜん元塾長による不正会計(施設使用料の不正使用)に係る処分事案について

・市長ないし担当職員は、事案発覚(内部告発)から処分まで年度をまたぎ約9か月の長期を要し、その間年度中は報酬も出し続けた。その報酬が、刑事告発を見送った理由とした「損害額全額弁償」の原資になった可能性は否定できず、その分弁償には当たらず市に損害を残した。

・よって市長はその間、少なくとも出勤停止処理(職務専念義務免除・令和2年2月5日)以降同3月分の報酬を(回収するなどいずれかの方法で)市に返還、補填の措置を講じるべきとの措置を求めます。

(詳細は説明(理由)書き、別紙添付で申し述べます)

### 2 請求者

3 地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書、説明書を添え、必要な措置を請求します。

令和2年12月14日

唐津市監査委員 様

